

労災認定のポイント【業務上の負傷】

青森労働局労働基準部労災補償課

令和7年度青森県医師会労災指定医療機関研修会

「業務起因性」について

■労働者災害補償保険

「業務災害」「通勤災害」「複数業務要因災害」に関する保険給付などを目的とする

■業務災害の認定

「業務起因性」＝「労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあること（業務遂行性）」に伴う危険
が現実化したと経験法則上認められること

＝「業務と災害の因果関係」＋「災害と傷病の因果関係」

■労働者

職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう（労働基準法第9条）

事例（作業中の災害）

■脳貧血によりストーブに昏倒し火傷を負い死亡した災害

労働者Nは、A社K工場において就業中、寒冷な場所での作業後に採暖のためストーブに近づいたところ、脳貧血を起こしストーブに倒れてⅢ度の熱傷を負い、翌日死亡した。Nは以前にも退勤時に昏睡状態で倒れ、約10分間意識を失ったことがある。

【判断】

業務のため採暖の必要性が認められ、仮に脳貧血が本人の基礎疾病によるものであったとしても、当該私病と施設の状況に基づく火傷が死亡に対する共働の原因をなしているものであり、**業務上の災害**である。

【ポイント】

私病（脳貧血）分の診療は労災保険の対象とならないが、熱傷については原因が「事業場設備」であり、当該診療分は労災保険の対象となる。死亡原因が熱傷であれば、死亡も労災と認められる。

事例（作業の中断中の災害）

■作業中に水を飲みに行き、その帰途で負傷した災害

紡績工場の作業員Kは、作業時間中に喉が渴いたため工場に隣接する寮の炊事場に行って飲料水を飲み、作業場所に戻る途中で構内を走行していたトラックに衝突され負傷した。

【判断】

作業中に水分補給のため作業場所を離れた行為は、特に禁止されているものでない限り、生理的必要性による業務付随行為の範囲内と認められるため、**業務上の災害**である。

【ポイント】

作業中に用便や飲水等の行為によって一時的に業務から離れる場合、それが生理的必要性によるものであれば、「業務行為に付随する行為」とみられ、当該行為中の負傷も業務起因性が認められる。

事例（作業に伴う合理的行為中の災害）

■地震の避難中に被った災害

労働者AとBは、工場で作業中に地震が発生し、壁土が剥がれ落ちたため、危険を感じ避難しようとして、Aは窓から2.6メートル下の路上に、Bは中2階から1.5メートル下の階下に飛び降り、それぞれ負傷した。

【判断】

一般的に、業務行為中に事業場施設に危険が及び、業務の継続が困難と判断して避難する行為は、合理的行為と認められるため、**業務上の災害**である。

【ポイント】

業務と関連する突発的事情によって臨機応変に行われる避難行為については、私的・恣意的行為と認められない限りにおいて業務起因性が認められる。

事例（緊急業務中の災害）

■横転車両内に閉じ込められた者を救助した際の交通事故

トラック運転手であるAは、業務で国道を走行中、路上に軽自動車横転している現場に遭遇。車内に閉じ込められた者の救助を求められ、後続車の運転者と協力して救出した。その後、事故車両を起こそうとしていたところ、後方から走行してきた乗用車が事故車両に衝突し、作業中のAが死亡した。

【判断】

トラック運転手が業務中に交通事故に遭遇することは想定され、救助に協力した後に引き続いて現場の復旧を行っている最中に事故に巻き込まれることは、被災者の業務に内在する危険が現実化したものであり、**業務上の災害**である。

【ポイント】

交通事故における救助行為及びその後の現場復旧行為は、自動車運転の業務を行う労働者にとっては通常予想される範疇の行動と言えるため、業務起因性が認められる。

事例（休憩時間中の災害）

■喫煙のための火が作業衣に引火した災害

労働者が、業務で使用するトラックの整備のためガソリントankの清掃を行い、終了後に休憩所で煙草を吸うため着火したところ、ガソリンが染み込んだ被服に引火して火傷を負った。

【判断】

本件は、トラック整備業務による作業服の汚染に起因する負傷であり、**業務上の災害**である。

【ポイント】

休憩時間中にタバコを吸う行動は、私的行為であり、通常業務遂行性はないが、引火の原因が直前の業務による衣服へのガソリンの付着であると認められたため、業務起因性が認められる。

事例（出張中の災害）

■出張先の宿泊施設で2階の部屋から転落した災害

労働者2名でK市へ出張し、会社が手配した宿泊施設に到着後、夕食のため外出し、飲食店で食事をとった。その後、別の店で3時間ほど飲酒した後に宿泊施設に戻り就床したが、このうちの1名が2階の部屋の窓から直下の路上に転落し負傷した。

【判断】

本件、食事目的とは別の店で長時間にわたり飲酒したことは、被災者の積極的私的行為であり、その結果、酩酊して2階から転落したものと推認されることから、**業務外の災害**である。

【ポイント】

一般的に、出張業務に関連して通常予想される態様にある限り、出張過程全般に業務遂行性が認められるが、これを逸脱した態様にある場合まで業務遂行性を認めることはできない。

事例（行事に参加中の災害）

■社内ソフトボール大会における災害

労働者Aは、社内ソフトボール大会において、打席で空振りした際に右足を負傷した。

【判断】

本件大会は、会社の休日に開催され、参加者に当日分の賃金も支払われておらず、不参加によるペナルティもないことから、**業務外の災害**である。

【ポイント】

行事参加中の災害は、当該行事が、事業場の業務命令によって参加が強制され、出勤扱いとして賃金が支払われるなどの条件が揃う場合に、「労務管理上必要な特命」として業務遂行性が認められる。

事例（他人の暴行による災害）

■建設部長が作業員に殴打され負傷した災害

住宅建築作業の指揮監督責任者であった建設部長Bは、作業員Aに対し作業の手抜きに対する指摘とやり直しを要求したところ、Aが反抗的に抗弁したため口論となり、Aが角材でBに殴りかかったことによりBが負傷した。

【判断】

本件は、Bが就業中に、職務上なすべき当然の注意を労働者に与えたものであり、Aがこれに反抗して加害を行ったものであるため、**業務上の災害**である。

【ポイント】

他人の故意に起因する負傷であっても、加害行為が明らかに業務に関連しており、被災者の職務の内容や性質から、業務と災害との間に相当因果関係が認められる場合は、業務起因性が認められる。

労災診療費オンラインシステムのご案内

労災保険オンラインレセプトのメリット



査定結果・理由・支払額を確認

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」、「支払額」を確認できます。また、それらのファイルのダウンロードも可能です。



事前にデータの不備をチェック

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。



受付時間を延長

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。また、データに不備があり、10日までに請求できなかった分は、当月の12日まで修正して請求することができます。



個人情報流出防止など、セキュリティの向上

レセプトの搬送（窓口への持参又は送付）時の破損や紛失などを回避できます。オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。



電子化による点数を算定

レセプト1件あたり、5点の労災電子化加算がされます。（令和8年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。）



アフターケア委託費もオンラインで対応

アフターケア委託費についても、電子レセプトによる請求が可能です。

石綿関連疾患の労災補償に係るご協力のお願い

- 労働者として石綿にさらされる業務に従事したことが原因で中皮腫、原発性肺がんなどの石綿関連疾患を発症したと認められる場合には、労災補償を受けることができます。
- 石綿関連疾患は、石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長い
ため、発症した疾病の原因が石綿であると気付かず、労災請求が行われない
おそれがあります。
- ご担当の患者さんが石綿にさらされる業務に従事していた場合やその可能性が疑われる場合には、患者さんに対して労働基準監督署に相談することをお勧めして下さるようお願いいたします。

石綿との関連が明らかな疾病として労災補償の対象となるものは、次の5疾病です。

石綿肺[※] 肺がん 中皮腫 良性石綿胸水 びまん性胸膜肥厚

※ じん肺法に規定するじん肺管理区分が管理4に該当するもの、または石綿肺に合併したじん肺法施行規則に掲げる疾病